

高 総 第 61 号  
平成23年9月22日

ボランティアグループ「高取町ご意見番」  
代表幹事代行 中 西 宏 次 様

高取町長 植 村 家 忠



### 町長への公開質問状について

平成23年8月25日付で質問のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

#### 1. 高取町各種団体への補助金について

(回 答)

各種団体への補助金について、来年度からこれまで交付をしていた団体全てに復活することは困難である。今まで行ってきた行財政改革の中から、どの施策を元に戻す等を庁内で協議した結果、補助金についても対象としていきたい。そして補助金を必要とする団体から、活動内容等の説明を基に審査した結果、補助金交付が必要とする団体にのみ交付したいと、今現在考えている。

#### 2. 各種裁判の状況と見込みについて

(回 答)

##### ① 売買代金返還請求事件について

平成19年11月に訴状提出、数回の和解案の提出がなされたが、最終的に折り合いが付かず、和解成立には至らなかった。平成23年7月13日で弁論終結となり、9月30日（金）に判決が言い渡される予定。

② ①以外に、債務不存在確認請求事件、賃金請求調停事件、損害賠償請求事件を抱えているが、弁論準備、証人調べを行っているところである。

3. 高額な一般廃棄物処理費用について、南和広域衛生組合との交渉結果について

(回 答)

前回の質問において、平成24年度から下市町が南和広域衛生組合に加入する予定であり、それに伴い構成市町村の新しい負担割合を協議しており、本町の主張が認められるよう退会も辞さない覚悟で臨んでいますと回答いたしました。その経過並びに結果について報告いたします。

平成22年8月から、主として管理者会議並びに大淀町と高取町との2町間協議を再三にわたり重ねてまいりました。

しかしながら、大淀町と本町との考え方や主張には、乖離が大きく、合意を得ることはできませんでした。

このような状況の中、9月15日の管理者会議において採決が強行され、本町にとっては不利な負担割合である大淀町案が採択されました。

本町といたしましては、到底容認することはできないことから、本組合を退会することが最善の道であると判断し、「退会届」を管理者（大淀町長）に提出いたしました。

今後は、退会に向け、関係機関との調整も行いながら、事務手続き等を進めたいと考えています。

4. 健幸の森公園事業計画跡地の現状と今後の展望について

(回 答)

平成14年に事業認可を受け事業を進めていました。現在の状況は一部を除き、第一次造成及び防災施設（調整池等）は完了しており、町民広場、キャンプ場を平成25年に供用開始すべく、トイレの設置、東屋、ベンチ、植栽等を23年～24年度にかけて工事実施を行う予定です。

なお、当初計画をしていました、温水利用型健康運動施設及びその周辺施設につきましては、一旦休止し、今後民間活力等を視野に入れ新しい事業展開が図れないものかと考えています。

いずれにしましても、国交省の認定を受けているので中止にはできませんが、町が新たな経費を投入して行わないのが原則です。

5. 高取町の防災・防犯についての見解

(回 答)

本町においても、東日本大震災発生以降、近い将来起こると言われている東南海・南海地震あるいは台風等に備え、平成15年3月に策定した高取町地域防災計画を再検討したところである。とりわけ、災害時における警戒体制、避難勧告・指示の実施基準及び伝達方法、避難誘導など職員に周知徹底を図っているところである。

また、災害が起こった場合に対応できるよう防災用備品の整備を年次計画的に備蓄資材を整えているところでございます。

今後、防災意識の高揚を図るため、町民を対象とした防災訓練を実施していくと考えています。

また、本町の70歳以上のひとり暮らし老人を対象に、高取町民生児童委員協議会、高取町女性消防団による、防犯・防火の見守り活動を実施しています。